

## 病害虫防除基準を利用するにあたって

### 薬剤名について

本基準登載薬剤名は、便宜上商品名で記載している。同一成分で商品名が複数の場合は、一般名で記載し「※」の印を付している。このうち銅水和剤、有機銅水和剤及びB T水和剤については「一般名記載薬剤一覧表 (P440～446)」に記載している。

薬剤は原則として単剤を記載し、同時防除の目的で混合剤は記載しない。

但し、単剤では防除効果が劣るもの及び単剤では登録がない場合には、混合剤で記載している。

### 毒性に関して

#### (1) 人畜毒性

「普通物(又は普)」は毒劇物に相当しないものを指す。

#### (2) 魚毒性 (水産動植物への影響)

平成28年の防除基準より、水産動植物に対する国の新しい評価方法であるS値評価<sup>※1</sup>を元に以下のとおり魚毒性を分類し、「基準搭載殺虫剤・殺菌剤の一般名と商品名対照及び毒性表 (P462～472)」に記載している。

#### a. 水田適用 (養魚田を想定したもの)

対象生物	本県区分	S値評価	ラベルの注意事項の表示例
魚類	I類	$S > 10$	特に問題なし。
	II類	$10 \geq S > 1$	魚類に影響を及ぼす。養魚田で使用しない。
	III類	$1 \geq S$	魚類に影響を及ぼす。養魚田で使用しない。 散布後の水管理に注意。
甲殻類・藻類	I類	$S > 0.1$	特に問題なし。
	II類	$0.1 \geq S$	水産動植物(甲殻類又は藻類)に影響を及ぼす。散布後の水管理に注意。

#### b. 非水田 (畑地) 適用

対象生物	本県区分	S値評価	ラベルの注意事項の表示例
魚類	I類	$S > 0.1$	特に問題なし。
	II類	$0.1 \geq S > 0.01$	魚類に影響を及ぼすおそれ。注意して使用する。
	III類	$0.01 \geq S$	魚類に強い影響を及ぼすおそれ。養魚田周辺での使用は避ける。
甲殻類・藻類	I類	$S > 0.01$	特に問題なし。
	II類	$0.01 \geq S$	甲殻類又は藻類に(強い)影響を及ぼすおそれ。河川等への飛散・流入防止。

薬剤の毒性値(mg/L)<sup>※3</sup>

※1 S値＝ $\frac{\text{薬剤の毒性値(mg/L)}}{\text{薬剤の最大使用量(mg/10a)を10a・水深5cmの水層}^{\text{※2}}\text{に溶かした場合の薬剤濃度(mg/L)}}$

※2 10a当たり水深5cmの時の水量＝5万L

※3 使用する薬剤の毒性値：

魚類 LC50 (96hr)、シジコ類 EC50 (48hr)、藻類 EC50 (72hr)

- c. S 値評価が困難なもの（くん煙剤、FD剤、エアゾル剤、くん蒸剤、種子消毒剤、塗布剤、誘引剤、樹幹注入剤等であって、一般的な使用量の算定が困難な農薬の場合、有効成分の毒性、剤型、使用方法に応じて評価）

対象生物	本県区分	注意事項（概略イメージとしての例示）
魚類 LC50 値(96hr)>1mg/L	I 類	特に問題なし（この登録に係る使用方法では該当がない）
シジコ類 EC50 値(48hr) >1mg/L		
藻類 EC50 値(72r)>1mg/L		
魚類 1mg≧LC50 値(96hr)	II 類	魚類、甲殻類、藻類に影響を及ぼすおそれがある。
シジコ類 1mg≧EC50 値(48hr)		
藻類 1mg≧EC50 値(72r)		

#### 作用機構による分類について

作用機構による分類の表記は、FRAC（世界農薬工業連盟 殺菌剤耐性菌対策委員会）およびIRAC（同連盟 殺虫剤抵抗性対策委員会）の作用機構分類に基づき番号(グループ)を表記している。

抵抗性・耐性菌発達防止のため、同じ番号の殺虫剤および殺菌剤は連用しない。

なお、詳細は日本農薬工業会ホームページの「農薬の作用機構分類」（アドレス <http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>）や図書「農薬作用機構分類一覧（日本植物防疫協会発行）を参照する。

#### その他

農薬一覧表中の網掛け(  )は、見開きページの行を一致させ、表を見やすくするためのものである。

## 病虫害防除推進上の重点事項

1. 発生予察に基づく適期防除の推進
  - (1) 発生予察技術及び発生予察情報の活用
  - (2) 発生予察情報伝達の迅速化
  
2. 総合的な防除対策推進（I P M）
  - (1) 耕種的・物理的及び生物的防除技術の活用強化
  - (2) 栽培環境・土壌環境の整備
  
3. 未発生病害虫の侵入警戒・まん延防止
  
4. 農薬安全使用の徹底
  - (1) 市町農薬安全対策協議会の活動強化
  - (2) 農薬使用基準の遵守
  - (3) 農薬の危被害防止
  
5. 市町病虫害防除推進体制の確立と活動強化

I P M : Integrated Pest Management（総合的病虫害・雑草管理）の略。

総合的病虫害・雑草管理とは、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病虫害・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病虫害及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。